

未利用口座管理手数料規定

1. (本規定の適用)

この規定は、普通預金（無利息型普通預金、定期性総合口座、無利息型定期性総合口座を含みます。）および貯蓄預金（以下「普通預金等」といいます。）取引に適用されます。

2. (未利用口座の範囲)

- (1) 最後のお預入れまたは払戻し等による口座残高の変動（以下、「お取引」といいます。なお、該当普通預金等のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引落しは除きます。）から2年以上、一度もお取引がない普通預金等を未利用口座として取扱います。
- (2) 前項の口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。

3. (未利用口座管理手数料)

- (1) 預金者の口座が未利用口座となった場合、当金庫にお届けの住所、氏名宛てへ通知を発信します。なお、この通知が延着、または到着しなかった場合でも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (2) 前項の通知を発信してから、発信の翌々月末までにお取引がない場合、その翌月における当金庫が定める任意の日に1,320円（年額、税込）の未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の手続きにより未利用口座管理手数料をご負担いただきます。
- (3) 前項の未利用口座管理手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落します。
- (4) 第2項にかかわらず、次の場合は未利用口座管理手数料対象口座から除きます。
 - イ. 未利用口座の預金残高が10,000円以上である場合
 - ロ. 未利用口座の取引店舗で、定期預金、定期積金、財形預金、出資金、投資信託、公共債、生命保険等の取引が1円以上ある場合
 - ハ. 未利用口座の取引店舗で融資取引がある場合（代位弁済先口座は、未利用口座対象口座とします）
- 二. その他当金庫が判断した場合

4. (口座の解約)

- (1) 未利用口座の口座残高が未利用口座管理手数料の金額に満たない場合は、当該口座残高を未利用口座管理手数料の一部として引落し後、同口座を解約します。
- (2) 前1項による口座解約にともない、お客様に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

5. (未利用口座管理手数料の返却等)

- (1) 引落し済みの未利用口座管理手数料は返却しません。
- (2) 解約した口座の再利用はできません。

6. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で変更内容及び変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。